



# 奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験案内

## <社会福祉職（保育士・児童指導員・児童福祉司・社会福祉主事）>

令和 6 年 4 月  
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

受付期間 募集内容に応じて随時受付  
※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係  
電話 0742-27-2052（ダイヤルイン）

### 1. 募集内容

- 奈良県行政・人材マネジメント課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/45593.htm>) において採用職種や採用予定人員等を掲載し随時更新しますので確認いただくか、奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係までお問い合わせください。

選考区分		職務概要
社会福祉職	保育士	障害児施設等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助などに従事
	児童指導員	障害児施設又はこども家庭相談センター等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助又は一時保護などに従事
	児童福祉司	こども家庭相談センター等に勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援の実施などに従事
	社会福祉主事	福祉事務所に勤務し、生活保護に関する業務等に従事。または、こども家庭相談センターに勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援の実施などに従事

- 育児休業代替任期付職員は、育児休業職員の代替として、本務者の育児休業期間を任期の限度として勤務する職員です。
- 任期に定めがあることや、育児休業や育児短時間勤務をすることができないこと以外は、任期の定めのない職員と同等の職務内容、勤務条件となります。
- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿(技術・資格職)」に3年間登録し、この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 任期は、おおむね5か月以上3年未満で、職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに決定します。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても採用されない場合があります。

## 2. 任期

本務職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに任期を決定

※おおむね5か月以上3年未満

※職員が育児休業請求期間を短縮又は延長した際は、採用時に決定した任期を短縮又は延長する場合があります。

※育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として臨時的任用する場合があります。

## 3. 応募資格

次の（1）のうちいずれかの任用資格及び（2）の要件をいずれもみたす人

（1）次の資格等についての要件をみたす人

任用資格	資格等についての要件
保 育 士	保育士資格を有する人
児童指導員	児童指導員の任用資格を有する人  ※児童指導員の任用資格を有するには、次の一～十のいずれかに該当することを要します。  一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者  二 社会福祉士の資格を有する者  三 精神保健福祉士の資格を有する者  四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者  六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以

	<p>外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p>
児童福祉司	<p>児童福祉司の任用資格を有する人</p> <p>※児童福祉司の任用資格を有するには次の一～八のいずれかに該当することを要します。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</p> <p>三 医師</p> <p>四 社会福祉士</p> <p>五 精神保健福祉士</p> <p>六 公認心理師</p> <p>七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの</p>
社会福祉主事	<p>社会福祉主事の任用資格を有する人</p> <p>※社会福祉主事の任用資格を有するには次の一～五のいずれかに該当することを要します。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大</p>

	<p>臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>※社会福祉に関する科目については厚生労働省HPをご確認ください。</p> <p>二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>
--	--

(2) 次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条に該当しない人）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※国籍についての要件

- 保育士、児童指導員 : 日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。
- 児童福祉司、社会福祉主事 : 「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は受験できません。

#### 4. 選考等日程・会場・合格者発表

	日 程	会 場	合 格 者 等 発 表
第一次 選 考	書類選考 募集内容に応じて 随時応募を受付	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募内容確認後10日程度以内に、選考試験応募サイト(以下「サイト」という。)を通じて合否を通知</li> <li>・第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿(技術・資格職)」に登録</li> </ul>
第二次 選 考	面 接 「育児休業代替任期付職員登録者名簿(技術・資格職)」登録後、随時面接を実施	別途通知	面接実施後10日程度以内に、サイトを通じて合否を通知

※第二次選考の合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、採用予定時期に応じて県の指定する医療機関において健康診断を随時実施します。


#### 5. 選考等の概要

種 目	内 容
第一次選考	書類選考
第二次選考	面 接

応募資格の有無、応募記載事項の真否等について選考を行います。

職員としての適性等について個別面接による選考を行います。

#### 6. 応募手続

応募受付期間	募集内容に応じて随時応募を受付
	サイトを通じた電子申請(スマートフォンからの応募も可能)  <b>【申込URL】</b> <a href="https://ink.pw/c/F2E288YTE3k5AmFy">https://ink.pw/c/F2E288YTE3k5AmFy</a>   ※サイトを通じた電子申請による応募のみ受け付けます。 郵送及び持参による応募は受け付けません。 ※上記URLまたはQRコードから応募手続を行ってください。 ※別添「奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験＜技術・資格職＞利用案内」を必ず確認した上で応募してください。 ※応募内容等に不備のない方に対して、3日程度以内に改めて「第一次選考応募受付完了通知」メールを送付します。
提出物	サイトでの応募の際、以下の書類を提出いただきますので予めご準備ください。  ○自己PR書 (様式は、奈良県行政・人材マネジメント課ホームページよりダウンロード) ○応募資格をみたく証明書等 卒業証明書、成績証明書及び講習会修了証等 又は応募資格をみたく実務経験を証する在職証明書 (在職証明書の様式は、奈良県行政・人材マネジメント課ホームページよりダウンロード)

## 7. 給料等

初任給	<p>採用までの前歴等に応じて条例等の定めるところにより決定します。</p> <p>(参考)</p> <p><b>【保育士】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年制短大卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額195,100円</li> <li>・ 2年制短大卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額221,900円</li> </ul> <p><b>【児童指導員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年制大学卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額208,700円</li> <li>・ 4年制大学卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額231,000円</li> </ul> <p><b>【児童福祉司、社会福祉主事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年制大学卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額187,300円</li> <li>・ 4年制大学卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額217,800円</li> </ul>
その他手当	<p>地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>

※ なお、初任給等は令和6年4月1日現在の条件で表記しています。

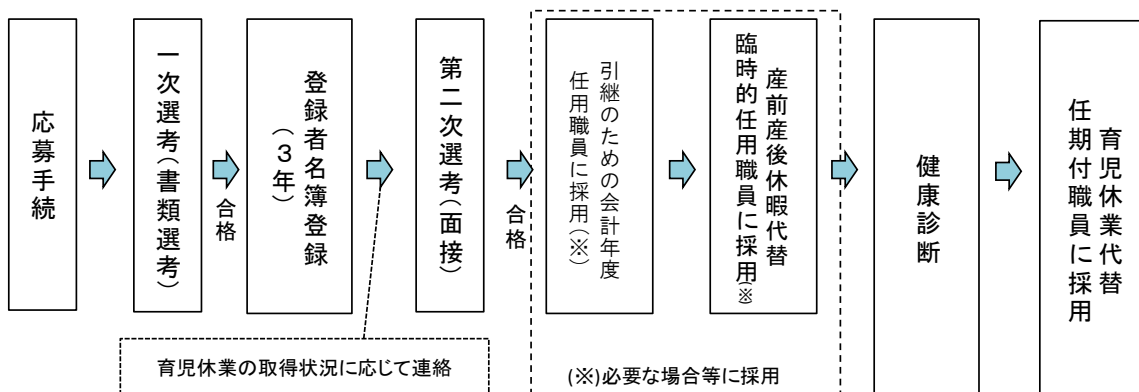
## 8. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

年次有給休暇等は職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。

※なお、勤務条件等は令和6年4月1日現在の条件で表記しています。

## 9. 選考試験から採用までの流れ



- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に3年間登録します。
- この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 職員の育児休業の取得状況に応じて第二次選考を実施するため、登録者ごとに第二次選考の時期や採用時期、任期が異なります。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても第二次選考の対象とならず、採用されない場合があります。
- 育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として、臨時的任用する場合があります。産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期は、おおむね16週間（多胎妊娠の場合はおおむね22週間）です。
- 配属先の所属が必要と判断した場合、育児休業代替任期付職員もしくは産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期開始以前、又は育児休業代替任期付職員の任期終了以降、業務引継のために出勤を依頼することがあります。その場合の勤務日は任期前後それぞれ1日（スケジュール調整の上決定）で、給料に相当する報酬日額7,933円、地域手当に相当する報酬及び通勤費用を支給します。

## 10. その他

- 育児休業代替任期付職員又は産前産後休暇代替臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- 「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に登録され、第二次選考に合格した後、採用日の前日までの間は他の職に就くことは可能ですが、採用後は地方公務員法第38条により兼業が禁止されています。（引継のための会計年度任用職員や産前産後休暇代替臨時的任用職員も同様です。）
- 任期中において、場合により配置換えとなることがあります。（配置換えに伴い、給料額が変わることがあります。）
- 任期満了後も、「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」の登録期間中は、別の育児休業代替任期付職員等として任用することがあります。
- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間、選考の結果（総合得点及び順位）について、口頭により開示を請求することができます。  
なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
電話 0742-27-2052（ダイヤルイン）